

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（配当金支払予定額の通知）</p> <p>第 170 条 振替株式の発行者は、株主ごとの配当金支払予定額の確定後、配当金支払開始日前の規則で定める日までに、規則で定めるところにより、機構に対し、株式数比例配分方式を利用して配当金を受領する株主に係る次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>（ 1 ）～（ 3 ） （略）</p> <p>（ 4 ）前号の株主ごとの源泉徴収税額控除前の配当金支払予定額ただし、<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の3の2第1項の配当金に該当しないものについては、源泉徴収税額控除後の配当金支払予定額とする。</u></p> <p>（ 5 ）（略）</p> <p>2～6（略）</p>	<p>（配当金支払予定額の通知）</p> <p>第 170 条 振替株式の発行者は、株主ごとの配当金支払予定額の確定後、配当金支払開始日前の規則で定める日までに、規則で定めるところにより、機構に対し、株式数比例配分方式を利用して配当金を受領する株主に係る次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>（ 1 ）～（ 3 ） （略）</p> <p>（ 4 ）前号の株主ごとの源泉徴収税額控除前の配当金支払予定額</p> <p>（ 5 ）（略）</p> <p>2～6（略）</p>

2 附 則

この改正規定は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。